

田麦野まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

田麦野地域

令和6年7月12日開催

- No. 1 **交流施設「さとやま」のさらなる有効活動について**
生涯学習課
- No. 2 **水田活用の直接支払交付金の要件見直しに対する対策について**
農林課
- No. 3 **鳥獣被害について**
農林課
- No. 4 **移住促進のための体験施設の設置について**
市長公室、都市計画課
- No. 5 **除雪の対応について**
建設課
- No. 6 **災害時及び緊急時の地区民への連絡方法について**
危機管理室
- No. 7 **災害発生時の行政の対応について**
危機管理室
- No. 8 **予約乗合タクシー「ドモス」利用促進のためのルール緩和について**
生活環境課
- No. 9 **市民病院の診察順番の表示について**
市民病院
- No. 10 **将棋モニュメントについて**
商工観光課

田麦野まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

田麦野地域

令和6年7月12日開催

No.	1	標 題	交流施設「さとやま」のさらなる有効活動について
所管課等		生涯学習課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>令和4年にリニューアルし、令和5年5月から利用開始しました「さとやま」は、バリアフリーで、高齢者にも優しく、小規模イベント会場としても適しているスペースであることから、昨年の利用者は延べ1,600人以上となりました。</p> <p>令和6年6月1日には、「k e ・たむぎのサークル」が主催して、マルシェを開催しました。11月初めにも開催を計画しています。</p> <p>マルシェでは、今後、加工品の販売もしようと事業拡大を考えていますが、保健所の規制が厳しく、思うようにいかないのが実情です。</p> <p>令和6年5月の末に、先進地視察として米沢の地区を見学しました。その地区では、公民館を利用して、土日限定のそばのレストランを運用していました。地元の方々が運営し、人気店になっていました。</p> <p>ぜひ、現在の「さとやま」の控室を調理室に改修し、保健所の許可がおりる施設となり、さらに地域に客を呼び込む施設となるよう、協力をお願いします。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>「さとやま」は、旧田麦野へき地保育所を令和4年度にトイレ、内装、屋根、駐車場舗装等の改修工事を行い、社会教育施設として令和5年度から活用していただいています。</p> <p>積極的な施設活用の結果、令和5年度の利用者数は1,627人となり、令和6年度においてもマルシェ等の新規事業の開催を図っていただいた結果、4月から6月までの利用者数は435人と昨年同期の299人と比較して45パーセントの増となっています。</p> <p>調理室の改修については、使用する内容や頻度によって保健所の許可区分が異なり、その区分に合わせた改修が必要となることや、専用の設備が必要となり、調理室が他の公民館活動と兼用できなくなるといった課題も出てくるため、より具体的な事業展開の構想などがありましたら、随時担当部署に御相談ください。</p>			

No.	2	標 題	水田活用の直接支払交付金の要件見直しに対する対策について
所管課等		農林課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>今年度から国からの指針により、転作している水田は、5年に一度、水を張らないと転作奨励の土地として認められないことになりました。</p> <p>転作のために、畔を切り、側溝を作り、排水対策をし、経費をかけて対応しています。5年に一度、水田へ戻せとなると、さらに、経費がかかります。このような無駄なお金を費やす政策では、対応できません。</p> <p>また、転作奨励金を頼りに、組合を作っていますが、それを解散させなければならない可能性があるという問題も生じています。現在、集落協定の改定時期にあり、継続を検討していますが、この新たな指針はそれに水を差す内容です。収入が期待</p>			

田麦野まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

田麦野地域

令和6年7月12日開催

できない農地をどのように守るべきか、アドバイスをお願いします。

<回答及び対応状況>

水田活用の直接支払交付金の要件見直しについては、長年、転作作物の作付けが固定化し、水田としての機能を有していない農地に対しても、交付金が支払われていることから、令和4年度以降、5年間に一度も水張りが行われぬ農地を交付対象水田から除くとした国の方針によるものです。

田麦野地区では、そばを主体とした転作に取り組んでいただいておりますが、湿害に弱い排水対策が必要であることから、今回の要件見直しにより、対応に苦慮されているとお聞きしています。

一方で、畑作物の需要が増えていることから、国において、5年間の限度とした畑地化に対する支援事業もあり、水張りができない水田については畑地化を進める選択肢も示されています。

今後、今回の要件見直しを受けた田麦野地区の対応について検討いただくため、生産者のほか農協、関係機関も含めた話し合いの場を持ちたいと考えていますので、御参加くださるようお願いいたします。

No.	3	標 題	鳥獣被害について
所管課等		農林課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>昨年秋から、イノシシによる被害が急増しています。</p> <p>イノシシは、農地、農地の境の土手、県道・市道沿いの土手、住宅の庭など、いたる所で穴を掘り、食物を食い荒らし、ボコボコにしています。</p> <p>人的被害はまだ発生していませんが、いつ発生してもおかしくありません。</p> <p>行政からの対策提案はありがたいのですが、私たち田麦野地区の住民が効果の少ない方法にお金を使って鳥獣被害への対策を行っている現状を知っていただきたいです。より効果的で根本的な対策をお願いします。</p>			
<p><回答及び対応状況></p> <p>鳥獣被害対策は、動物が住みにくい環境づくりを行う「環境整備」、侵入防止柵を設置する「防除」、ハンターによる「捕獲」の3点が柱となります。</p> <p>本市では、農作物被害が発生する4月から10月までの期間で、わなによるイノシシの有害捕獲を実施していますが、強い繁殖力を持つイノシシに対しては、捕獲が繁殖に追いつかなくなってきました。</p> <p>捕獲と併せた効果的な取組みとして挙げられる内容としましては、収穫していない柿や野菜などを放置せずに適切に処理すること、付近に身を隠さないように緩衝地帯の草刈りを行うこと、電気柵を張り、イノシシが農作物に近づけないようにすること等、イノシシが寄り付かないような環境を整えることとなります。ただし、動物が住みにくい環境づくりは個人が行うには限界があり、地域として、互いに声を掛け合って取り組んでいただくことが重要となりますので、市と連携し、地域が一体となった取組みに御理解と御協力をお願いします。</p> <p>なお、地域おこし協力隊（鳥獣被害対策担当）による相談会を設けることも可能ですので、御相談ください。</p>			

田麦野まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

田麦野地域

令和6年7月12日開催

No.	4	標 題	移住促進のための体験施設の設置について
所管課等		市長公室、都市計画課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>高知県四万十町では、町が対象地区内の中古物件を借り上げ、リフォームをして希望者に賃貸として貸し出し、移住体験をさせる施策を進め、移住に成果を上げていると聞きます。ぜひ、田麦野地区でもそのような施策を進め、移住者に対応してください。</p> <p>田麦野地区を存続していくには、空き家を活用し、移住を促進することが、第一と考えます。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>本市では、移住を促進するため、令和4年度から「お試し移住滞在費補助金」を創設し、移住希望者が市内の宿泊施設を利用した場合に、滞在費の補助を行っています。令和4年度は6組9名、令和5年度は5組6名の利用があり、そのうち5組8名が移住に結びついています。</p> <p>これまでも移住促進のための体験施設の設置について検討しましたが、需要や費用の面から現在の補助金を創設した経過があります。</p> <p>田麦野地域は、素晴らしい自然に囲まれていることから、実際に宿泊することで伝わる魅力があると思いますので、田麦野地域への移住体験の希望者が増えたら、空き家の利活用も含めて、体験施設の設置を検討します。</p> <p>体験施設の設置を検討する場合は、移住希望者のニーズを踏まえて、地域の皆様に相談させていただきますので、よろしくお願ひします。</p> <p>また、本市の空き家対策のひとつとして、空き家を所有する方に対し、空き家の「相続」、「売却」、「利活用」などを相談することができるオンライン相談窓口の天童市アキカツカウンターを開設しています。</p> <p>この窓口の運営については、民間会社の空き家活用株式会社に委託し実施しています。</p> <p>なお、地域やお住いの近くにある空き家についての相談は、これまでどおり市都市計画課にお寄せいただきますようお願いいたします</p>			

No.	5	標 題	除雪の対応について
所管課等		建設課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>令和5年度も、県道は除雪車が来ているのに、市道は除雪車が来ない日が、多くありました。</p> <p>なぜ、そのような開きが発生するのでしょうか。</p> <p>また、県道担当の除雪機は、旧公民館前に常設待機していますが、市道除雪車は、降雪のたびに、会社から移動して除雪しているために時間がかかっているため、改善が必要だと感じています。相談があれば、除雪車の待機場所の確保に協力するこ</p>			

田麦野まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

田麦野地域

令和6年7月12日開催

とは可能です。

移住を促進するためには冬の除雪は必要不可欠ですので、改善をお願いします。

<回答及び対応状況>

本市の除雪作業については、通勤・通学時間帯となる午前7時30分までに除雪作業を完了することを目標としているため、午前1時の時点で出動基準の積雪量である概ね10センチメートルを超える場合に出動しています。明け方や日中に雪が降った場合は翌日に除雪を行うこともあり、県道の除雪との間で出動に違いが出る場合もあることを御理解いただきたいと思います。

また、御提言にあるように、除雪車の待機場所を田麦野地区に確保していただくことは、除雪作業の効率化に有効であると考えますので、前向きに検討させていただきたいと思います。

No.	6	標 題	災害時及び緊急時の地区民への連絡方法について
所管課等		危機管理室	
<p>《市民のこえ》</p> <p>昨年も、意見を出させていただいたのですが、昔は、各家庭に有線放送が接続され、緊急時は、一斉放送にて状況確認できましたが、現在は「ぽんぽこ」の体育館にある防災用スピーカーしかなく、聞こえる範囲がごくわずかです。災害が増加している今日、住民の安全を守るためにも、緊急時の連絡方法は早急に確立しておくべきではないでしょうか。</p>			
<p><回答及び対応状況></p> <p>災害等の緊急時には、情報伝達が非常に重要となりますので、様々な手段で情報配信を行っています。</p> <p>ぽんぽこの体育館に設置してあります同報系防災行政無線のスピーカーは、四方向に向けてありますが、御提言のとおり、拡声範囲は概ね半径500メートルに限られており、雨や風などによっては、更に放送が聞き取りにくい場合も想定されます。</p> <p>ただし、本市では、同報系防災行政無線のスピーカー以外にも、住民の方への緊急情報伝達手段として、携帯電話の緊急速報メールや登録制メール、市ホームページ、市LINE、市フェイスブック、防災ラジオ、広報車、自主防災会連絡網等により、一定の伝達手段は確保していると考えています。なお、登録制メールの登録方法は難しいものではありませんので、地区の皆様には回覧板等で、その方法を改めて周知する予定です。</p> <p>今後も、自主防災会との連絡を密にして、迅速に防災情報の配信に努めますので、地域の皆様にも、日頃から大雨や台風などの気象情報に注意していただき、早めの防災対策や避難行動をお願いします。</p>			

No.	7	標 題	災害発生時の行政の対応について
-----	---	--------	-----------------

田麦野まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

田麦野地域

令和6年7月12日開催

所管課等 | 危機管理室

《市民のこえ》

1月1日に能登半島地震が発生しました。そして、4月には、台湾で大地震が発生しています。行政の両者の動きを見ると、発生時の初期対応に大きな開きがあるように感じました。台湾の行政の避難者に対しての初期対応には、すばらしいものがあったように思います。能登半島地震では、対応が後手後手にまわり、避難者が大変な思いをしているように見えました。

ぜひ、早急に、緊急時の対応策を台湾なみに改善してください。

＜回答及び対応状況＞

台湾の地震では、行政の迅速な対応がテレビ等で報道されているところですが、一方、能登半島地震では、元日の16時10分ごろと地震の発生が日没近くだったことに加え、道路、水道、電気、通信が途絶、寸断したこともあり、被害状況の把握や物資の輸送に時間がかかった点、また、避難所においては、長期の断水で衛生環境が悪化していたなどの課題が挙げられています。

田麦野地区における緊急時への対応策としましては、道路の寸断による孤立の恐れがあるため、飲料水として川の水等をろ過して使用する非常用浄水装置を備えているほか、ぽんぽこにアルファ米の非常食1,100食、簡易トイレ500個、毛布140枚、発電機、投光器などを備蓄しています。

また、通信手段の確保のため、防災行政無線機、衛星携帯電話を準備し、毎月、通信訓練を実施しているところです。

災害対応には、迅速な情報伝達とともに、自助の備えも重要となりますので、各家庭でも、予め非常時の持出品の準備や、必要な食料、日用品などの備蓄をお願いします。

No.	8	標 題	予約乗合タクシー「ドモス」利用促進のためのルール緩和について
所管課等		生活環境課	
<h2>《市民のこえ》</h2> <p>現在、予約型乗合タクシー「ドモス」は会員登録が必須ですが、会員登録不要で、予約だけで乗れるようなサービスにすれば便利ではないでしょうか。</p> <p>田麦野は、公共交通が不十分なため、不便です。都市部では、誰でも乗れる路線バスなどの公共車両があります。</p> <p>都市部と同じように、便利になるよう、予約型乗合タクシーのルールを見直してください。</p>			
<h2>＜回答及び対応状況＞</h2> <p>予約制乗合タクシー「ドモス」は、利用者減少による路線バスの廃止や減便に伴い、市民の移動手段の確保のために平成22年9月から運行し、2年に1回、運行の見直しを行っております。お住いの地域は、自宅から市内の指定目的地の間を移動する「区域乗合型」で運行しています。</p> <p>「ドモス」は、予約システムによって運行を管理しており、会員である乗合者を送迎する最適なルートを検索し、円滑な運行を行っています。そのためには、御自</p>			

田麦野まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

田麦野地域

令和6年7月12日開催

宅の住所などの情報が必要となりますので、会員登録について御理解をお願いします。

なお、「ドモス」の会員登録申請書は、高原の里交流施設「ぼんぽこ」にも設置しており、記入していただいた申請書をその場でお預かりしていますので、御利用いただければと思います。

No.	9	標 題	市民病院の診察順番の表示について
所 管 課 等		市民病院	
《市民のこえ》 先日、市民病院を予約なしで受診しました。午前10時に受付を済ませましたが、会計が終わるまでに3時間もかかりました。内科の担当医師が3人ではなく、2人という体制で、予約も多かったために、待ち時間が長引いたと思われませんが、せめて、自分がどの程度待つ必要があるのかわかるように、順番が表示されていれば、と感じました。 改善をお願いします。			
＜回答及び対応状況＞ これまでは、看護師が患者様に、診察までの順番やおおよその待ち時間などをお声掛けしていましたが、患者様に対するサービスの向上を図るため、令和6年度に診察案内表示システムを院内の各診療科に導入します。 これにより、患者様のお名前による診察案内が受付番号による案内になるとともに、患者様御自身が診察までの待ち時間を把握することができるようになります。 今後とも、より一層患者様に対する医療サービスの向上に努めていきます。			

No.	10	標 題	将棋モニュメントについて
所 管 課 等		商工観光課	
《市民のこえ》 令和6年4月、天童駅東口に将棋のモニュメントが設置されました。公益社団法人日本将棋連盟の羽生善治会長もいらっしゃって、除幕式が盛大に開催されたようですが、そのモニュメントを作ったいきさつを教えてください。			
＜回答及び対応状況＞ この度の将棋モニュメントの設置については、市制施行65周年を機に、天童の将棋ブランドを未来に引き継ぎ、さらに世界に発信していくため、「将棋のまち天童」の新たなシンボルとして鉄道の玄関口である天童駅東口に設置しました。 モニュメントは、下方に座面を設置しており、記念撮影や駅前での待ち合わせなどにも利用でき、多くの人に親しまれる場所になることを期待しています。			